

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月4日報告

小松島市長 濱田保徳

## 損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次とおり決定する。

損害賠償額 13,500円

相手方 小松島市坂野町在住の男性

事故発生年月日 平成30年9月4日

事故発生場所 小松島市坂野町字種井

### 事故の概要

平成30年台風第21号の影響により、解体予定であった旧坂野中学校の屋上アスファルト防水が飛散し、相手方家屋の屋根瓦に損傷を与えたもの。

平成30年11月14日 専決第15号

小松島市長 濱田 保徳